

中国税務速報

2016年11月20日

1. 事前確認制度の関連事項を完備することに関する公告

国家税務総局は2016年10月18日に、「事前確認制度の関連事項を完備することに関する公告」（国家税務総局公告2016年第64号）を公布しました。

「特別納税調整実施弁法（試行）」（国税発〔2009〕2号文）の第六章事前確認制度と比べ、本公告は以下のように修正されています。

- 1) 事前確認を受理する権限を緩和しました。税務総局が受理せざるを得ない状況を除き、特別納税調整事項を担当する主管税務機関が受理することを明確にしました。
- 2) 事前確認の会談と実施の段階を調整しました。長年の事前確認の実施状況に基づき、6つの段階を改めて調整するとともに、締結会談意向段階を増加しました。
協議と締結を一つの段階に統合したことで協議締結の段階となり、さらに順番を調整しました。
- 3) 締結会談意向の重要性を強調しました。事前確認制度の適用年度を計算するには、以前は企業が正式な書面申請を提出した翌年から計算していましたが、当該公告により、主管税務機関が締結会談意向を受理した「税務事項通知書」を交付した日が属する納税年度に調整しました。
- 4) 税務機関が締結会談意向を拒否する、正式申請を優先受理する、正式申請を拒否するという条項を増加しました。
- 5) 一国事前確認の情報交換条項を増加しました。

本公告はBEPSの情報交換の秘密保守に対し、関連する規定を定めました。

本公告は2016年12月1日から実施されます。同時に、本公告実施日から「特別納税調整実施弁法（試行）」（国税発〔2009〕2号文）の第六章は廃止されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2292979/content.html>

2. 税関特殊監督管理地域企業に増値税一般納税者資格を与えるパイロットプログラムを展開することに関する公告

国家税務総局・財政部・税関総署は2016年10月14日に、「税関特殊監督管理地域企業に増値税一般納税者資格を与えるパイロットプログラムを展開することに関する公告」（国家税務総局・財政部・税関総署公告2016年第65号）を公布しました。

当該公告によるパイロットプログラム税収政策は、主に以下に亘っております。

- 1) 区内の対象企業に増値税一般納税者資格を与えます。対象企業の国内販売（監督区のその他対象企業への販売を含む）については、規定に基づき増値税専用発票を発行することができ、増値税と消費税を申告します。
- 2) 対象企業は区外から貨物を仕入購入する際に、増値税専用発票を取得できます。
これは購入貨物の国内販売において、仕入増値税を控除する証憑となります。
また国外販売においては、輸出税還付の証憑となります。対象企業が加工貿易方式で区外から貨物を購入する際には、引き続き現行の税収政策により実施します。
- 3) 対象企業の輸入貨物に対しては保税政策が引き続き適用されます。国内販売する貨物に保税貨物があり、または直接区外に未加工の保税貨物を販売する場合は、保税貨物の入区時の状態により、税関に保税貨物の輸入関税、増値税と消費税を申告し、規定に基づく延期税金の利息を納付します。対象企業は監督区非対象企業から貨物を購入する場合、輸入貨物に従い税収政策を適用します。区内企業間に対する未加工の保税貨物の販売は課税対象外となり、仕入者のほうに保税政策を引き続き適用します。

- 4) 対象企業は貨物を輸出する際に、貨物を実際に輸出した後に、税還付を申請します。
対象企業が監督区非対象企業に貨物を販売する場合は、未加工の保税貨物を除き、輸出と見なされ、税還付を申請します。
- 5) 対象企業は自社用設備（機械設備、インフラ物資及び事務用品を含む）を輸入する場合、輸入関税、輸入増値税、消費税を免除されます。

本公告は 2016 年 11 月 1 日から実施されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2292719/content.html>

3. 高級化粧品消費税徴収管理事項に関する公告

財税〔2016〕103号の規定により、国家税務総局は2016年10月19日に「高級化粧品消費税徴収管理事項に関する公告」（国家税務総局公告2016年第66号）を公布しました。

本公告は、「消費税納税申告書」の説明転記において「化粧品」に関する内容を修正し、さらに、高級化粧品消費税控除管理事項について、下記の通り明確にしました。

- 1) 2016年10月1日から、納税者が外部購入、輸入及び委託加工により回収した高級化粧品を原材料として継続的に生産する高級化粧品には、高級化粧品の納付すべき消費税から、外部購入、輸入及び委託加工で回収された高級化粧品の納付済み消費税を控除することができます。継続的に非高級化粧品の生産に使う場合は、消費税を控除することができません。
- 2) 納税者が外部購入、輸入および委託加工で回収された消費税を納付済みである高級化粧品を原材料として継続的に生産する高級化粧品において、2016年10月1日以前に発行された控除証憑のうち、2016年11月30日以前の化粧品消費税率30%で控除予定としている消費税については、期限を超えた場合は計上できません。
- 3) 納税者は規定を厳守し、高級化粧品消費税控除金額台帳を設ける必要があります。

本公告は 2016 年 11 月 19 日から実施されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2314569/content.html>

4. 機電、精製油等製品の輸出還付税率の引上げに関する通達

財政部国家税務総局は2016年11月4日に「機電、精製油等製品の輸出還付税率を引上げに関する通達」（財税〔2016〕113号）を公布しました。

国务院の批准を経て、機電、精製油等製品の輸出増値税の還付税率が調整され、カメラ、ビデオカメラ、内燃エンジン、ガソリン、航空燃料、軽油等製品の輸出還付税率を17%に引き上げます。

本通達は2016年11月1日から実施されます。本通達において列挙された貨物に適用される輸出還付税率は、通関報告書に記載する輸出期日を境に判定されます。

http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201611/t20161104_2451309.html

5. 国家税務総局と国家外貨管理局が締結 - - - 情報共有の推進と、連合監督管理を協力実施することに関する備忘録

国家税務総局と国家外貨管理局は2016年11月14日、北京で「情報共有を推進し、連合監督管理を協力実施することに関する備忘録」を締結しました。情報共有を強化し、事中事後の監督管理システムを継続的に完善し、共同で奨励と懲罰措置を実施することで、対外貿易の発展を更に促進します。

双方約定では、税務総局と外貨管理局の間に情報共有メカニズムを構築することが打ち出されました。「備忘録」では、税務総局と外貨管理局が共同で日常情報交換メカニズムを設けた上で、税金徴収管理と外貨監督管理データを共有することが明文化されています。

双方は共有データを利用することで、輸出税金還付、クロスボーダー税源管理、外貨受領と支払管理等に対する監督、測定、評価と予備警告を行うとともに、双方で共有する企業分類管理情報に基づき、共同で奨励と共同懲罰措置を実施します。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810219/n810729/n811748/c2353068/content.html>

6. 国外で建築サービスを提供すること等に関わる問題に関する国家税務総局の公告

国家税務総局は2016年11月4日に、「国外で建築サービスを提供すること等に関わる問題に関する国家税務総局の公告」（国家税務総局公告2016年第69号）を公布しました。

公告の主要内容は下記の通りです。

クロスボーダー課税サービスの免税備案手続きにかかる規定となります。国外における建築サービス提供については、発注者と締結した建築契約において施工場所が国外であることを明記していれば、施工が国外であることを証明するその他資料を提供する必要がなくなりました。観光サービスについては、サービス地点が国外であることを証明する資料につき、規定が詳細に定められました。国際運輸サービスについても、備案資料が新たに追加されています。

納税者は建築サービスの提供において、工程発注者により未払工程費から抵当金、保証金が差し引かれることになるが、発票が未発行である場合は、納税者が実際に抵当金、保証金を入金した日を納税義務発生時点とします。

また、一部の増値税専用発票が発行できない状況につき、左記に明確化されました。

[1]国外機構が、教育部試験センター及びその直属機構を通し国内で試験実施する際、教育部試験センター及び直属機構が国外機構に支払う試験料を受取代行する場合。[2]ビザ代理サービスを提供する際、サービス受領者から、外交部及び外国駐華大使(領)館に支払うビザ費、認証費を受取代行する場合。[3]規定に基づき輸入増値税の免除貨物を輸入代行する際、委託者から源泉徴収額を受取代行する場合。また、宿泊業小規模納税者が自ら増値税専用発票を発行できるという規定を全国の範囲に拡大する等の規定も明確化されました。

本公告は公布日から実施されます。公布日以前に発生し未処理である事項については、本公告の規定により実施されます。これにより「一部地域で宿泊業小規模納税者が自ら増値税専用発票を発行するパイロットプログラムを展開することに関する国家税務総局の公告」（国家税務総局公告2016年第44号）は同時に廃止されます。

http://nd.nxgs.gov.cn/art/2016/11/15/art_1204_77248.html